

国保の広場

問 市民課国保医療班
☎ 30-0222

国保への届け出をお忘れなく

―就職や退職、就学や卒業などのとき―

就職や退職、就学や卒業など、人生の節目を迎える時期です。健康保険の変更などの手続きを忘れずに行いましょう。市役所市民課または各支所へ届け出をお願いします。

なお、手続きの際にはマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された書類（通知カードなど）と身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。



※次のどの手続きにもマイナンバーが必要です

① 国保に加入するとき

事由	持ち物
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険などを脱けたとき	印鑑・職場の健康保険をぬけた証明書
職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳

② 国保を脱れるとき

事由	持ち物
他の市区町村に転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険などに加入または被扶養者になったとき	印鑑・保険証・職場の健康保険証
亡くなったとき	印鑑・保険証

③ その他国保に係る手続き

事由	持ち物
市内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑・保険証
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	印鑑・保険証
就学のため、市外に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書

就学のため転出するとき

子どもが大学など（※）に入学するため、市外に住所を定め、元の世帯主が子どもの生活費などを援助していることが認められるときには、就学中の被保険者の特例（マル学）を申請することで、鹿角市の国保を使うことができます。申請手続きの際には、①在学証明書 ②認め印が必要です。2年目以降マル学を更新するときも同様の手続きが必要です。※学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学生でなくなったとき

マル学対象者が卒業などにより学生でなくなった場合、返還の手続きが必要です。①マル学対象者の保険証 ②学生でなくなった日を確認できる書類（卒業証明書や退学証明書など）をご持参ください。



国保の財政運営の

責任主体は県になります



国保の安定運営に向けて

市町村国保は「加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費で支出するお金の方が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難な状況にあります。

そこで、平成30年度から市町村が行っていた財政運営の責任主体を都道府県が担うこととなりました。

被保険者の皆さまに直接影響する変更点

保険証の保険者名が「鹿角市」から「秋田県」へ変更となります。また、高額療養費の計算方法が変更になる場合があります。

国保へ加入するときなどの届け出や手続き、また特定健診などの保健事業や、国保税の税率決定を含めた賦課徴収については、今までどおり市で行います。

3月の運動教室

どなたでも無料で参加できますので、参加希望の方は、市民課国保医療班へ前日までに電話にてお申し込みください。

教室	日時	場所	必要なもの
ココから体操教室（華美会）	9日 ㊦ 10時～	十和田市民センター	運動ぐつ、スポーツタオル、水分補給の飲料
ストレッチボール教室（さんさんレディースクラブ）	19日 ㊦ 10時～	記念スポーツセンター	運動ぐつ、水分補給の飲料
浅利ゆみ先生の健康体操教室（スマイル教室）	27日 ㊦ 13時30分～	福祉保健センター	水分補給の飲料
リズム運動教室（ヘルスデザイン）	28日 ㊦ 10時～	花輪市民センター（コモッセ内）	運動ぐつ、水分補給の飲料

※無料託児を利用される方は1週間前までにお申し込みください。

3月の骨密度測定会&ナトカリ比測定会

◆日時 3月22日 ㊦ 14時～15時

◆場所 福祉保健センター

国保に加入したとき・ぬけたときの国保税の納付

国保に加入する方

3月中に国保に加入する方には、3月分の国保税の納付書が4月中に送付されます。4月以降の国保税については、7月に1年分の納付書が送付されます。

1年分の納付書とは、4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から2月の8回に分けて納付する納付書です。

4月に国保に加入される方は、同様に7月に1年分の納付書が送付されます。

国保から脱けた方

3月中に国保から脱けた方は、3月分の保険料は新しい健康保険からの請求となります。29年度の国保税は2月中に納付が完了していますので、納めすぎとなる3月分については、後でお返しします。

手続きの翌月末までには、国保税をお返しするお知らせを送付します。

4月に国保を脱ける場合には、30年度の国保税はかかりません。

マル福（福祉医療受給者証）をお持ちの方へ

マル福をお持ちの方は、健康保険の保険証が変わった場合、保険変更の届け出が必要です。届け出をしないと、福祉医療費の助成ができなくなる場合があります。

新しい保険証と認め印を持参し、市民課または各支所にて手続きをお願いします。

はり・きゅう・マッサージ受療券の有効期限は3月31日㊦です

平成29年度のはり・きゅう・マッサージ受療券の有効期限は3月31日㊦です。

有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご注意ください。